

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介護保険最新情報

今回の内容

介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて

計97枚（本紙を除く）

vol.997

令和3年7月5日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 2164、2260)
FAX : 03-3503-2167

老介発 0705 第1号
令和3年7月5日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿
各区市町村介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長
（ 公 印 省 略 ）

介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護保険制度における利用者負担及び高額介護サービス費等の費用負担等に係る事務処理については、これまで各種通知でお示ししており、その内容を踏まえ、各保険者において御対応いただいているところでございます。

今般、令和3年8月からの制度見直しへの対応に向けて、当該見直し事項に関する留意事項及びこれまでの利用者負担等に係る事務処理の取扱いを別紙1から6にまとめましたので、貴職におかれましては、内容を御了知の上、管内保険者に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知の施行に伴い、下記通知は現に申請が行われている場合を除き、令和3年7月31日限りで廃止します。

- ・ 「高額介護サービス費等の支給並びに食費及び居住費等の負担限度額認定等の運用について」（平成17年9月8日付け老介発0908001号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）
- ・ 「厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合並びに食費及び居住費の特定負担限度額の特例について」（平成17年9月8日付け老介発0908002号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）
- ・ 「境界層措置の運用の詳細について」（平成17年9月21日付け老介発第0921001号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）
- ・ 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴う留意事項について」（平成27年3月31日付け老介発0331第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）
- ・ 「費用負担の見直しに係る事務処理の取扱いについて」（平成27年7月13日付け老介発0713第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）
- ・ 「特定入所者介護（予防）サービス費における非課税年金勘案の事務処理等について（その3）」（平成28年5月26日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）
- ・ 「特定入所者介護サービス費における課税層に対する特例減額措置の周知徹底について」（平成28年9月2日付け老介発0902第1号厚生労働省老健局介護保険

計画課長通知)

記

- (別添1) 1. 利用者負担割合の判定事務
- (別添2) 2. 高額介護(予防)サービス費の支給事務
- (別添3) 3. 特定入所者介護(予防)サービス費の支給事務
- (別添様式1) 介護保険負担限度額認定申請書
- (別添様式2) 同意書
- (別添様式3) 介護サービス利用者の非課税年金の受給状況について(照会)
- (別添様式4) 介護サービス利用者の非課税年金の受給状況について(回答)
- (参考資料1) 「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」の一部改正について(通知) (令和元年11月13日付け老介発1113第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知)
- (参考資料2) 「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」(平成27年3月31日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)
- (別添4) 4. 市町村民税課税層に対する特例減額措置
- (別添様式5) 特定入所者介護サービス費における課税層に対する特例減額措置に係る資産等申告書(参考)
- (別添5) 5. 境界層措置の運用
- (参考資料3) 「境界層該当者の取扱いについて」の一部改正について(通知) (平成31年3月29日付け社援保発0329第2号平成31年3月29日厚生労働省社会・援護局保護課長通知)
- (別添6) 6. 旧措置入所者に係る手続きについて
- (別添様式6) 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)

主な改正事項

第1 高額介護（予防）サービス費の負担限度額の見直し

- 高額介護（予防）サービス費（以下「高額介護サービス費」という。）の現役並み所得者のうち、サービスを受けた月の属する年の前年（その月が1月から7月までの場合には、前々年。以下同じ。）の課税所得が380万円以上である第一号被保険者（本人を含む）が同一世帯内にいる者の負担限度額については、令和3年8月1日サービス分より、以下のとおり見直されることとなる。
 - ・ 課税所得380万円以上690万円未満の場合、世帯の負担限度額が93,000円
 - ・ 課税所得690万円以上の場合、世帯の負担限度額が140,100円
- また、医療保険制度の現役並み所得者に係る課税所得の算定には、平成22年度税制改正による年少扶養控除の見直しに対応するための調整措置が設けられていることを踏まえ、介護保険制度においても同様の調整措置を設けている。すなわち、サービスを受けた月の属する年の前年の12月31日現在において世帯主であって、同日において同一世帯に合計所得金額が38万円以下の19歳未満の者（控除対象者）がいる場合には、下記の金額を課税所得から控除する。
 - ・ 16歳未満の控除対象者の人数×33万円
 - ・ 16歳以上19歳未満の控除対象者の人数×12万円

第2 特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件の見直し

1 食費の負担限度額の見直し

(1) 施設入所者

現行の第3段階（本人年金収入等80万円超）を保険料の所得段階と合わせて、本人年金収入等80万円超120万円以下（以下「第3段階①」という。）と本人年金収入等120万円超（以下「第3段階②」という。）の2つの段階に区分するとともに、第3段階②について、本人の負担限度額を1,360円/日とする。

(2) （介護予防）短期入所生活介護及び療養介護利用者

(1)と同様、第3段階を2つに区分するとともに、第3段階②について、(1)の金額を踏まえ、本人の負担限度額を1,300円/日とする。

また、食費が給付対象外となっている通所介護等との均衡等の観点から、本人の負担限度額について、第3段階①は1,000円/日、第2段階は600円/日とする。

2 預貯金等の基準の見直し

- 所得段階に応じて預貯金等の基準を設ける（第2段階：650万円、第3段階①：550万円、第3段階②：500万円）。
- 第2号被保険者及び旧措置入所者並びに老齢福祉年金受給者は、見直しの対象外としている。
- なお、令和3年8月の判定では、申請時点の預貯金等の額ではなく、申請者本人及び配偶者等に申請日以降の預貯金等の変動要因を聴取し、8月1日時点の預貯金等の見込み額が見直し後の基準を満たしているか確認する必要があることに留意する。

第3 留意事項

境界層措置における適用期間について、発行日が属する年度の翌年度の7月まで継続することとしていたが、高額介護サービス費及び特定入所者介護（予防）サービス費の適用期間に合わせて、「認定の発効日の属する月が4月1日～7月31日までの場合には、当該年度の7月末まで」とする。

なお、現に境界層措置の認定が発効されている場合については、従前の例に従い、有効期限は翌年の7月までとして差し支えない。